

# 第210回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（開場：午前9時）



大阪市中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）  
新館7階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を強く推奨いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は  
ございません。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

第210回定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 6
事業報告	P.13
連結計算書類	P.30
計算書類	P.32
監査報告	P.34

証券コード 3103  
2020年6月4日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地  
(大阪本社事務所)  
大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
**ユニチカ株式会社**

代表取締役 上 埜 修 司  
社 長

## 第210回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第210回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び大阪府による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を強く推奨いたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時）

2. 場 所 大阪府中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第210期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第210期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものといたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

以 上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト ( <https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/> ) より、発信情報をご確認くださいませよう併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場される場合には、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、係員がお声掛けして入場をお控えいただく場合がございます。
- ・役員及び係員は、マスク着用で対応させていただきます。

- 
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト ( <https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/> ) に掲載しておりますので添付書類には記載しておりません。監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
  - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ( <https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/> ) に掲載させていただきます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

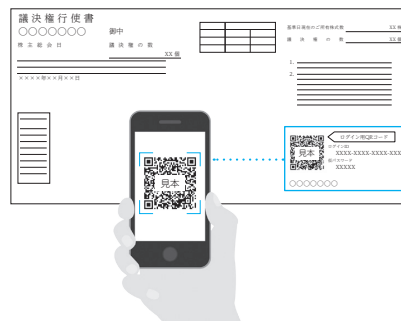
2020年6月25日(木曜日)  
午後6時00分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものといたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。
- 3 新しいパスワードを登録する。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、中期経営計画「G round 20~to The Next Stage」に基づく施策の実行に努めてきましたが、当期は連結純損失となり、また経営基盤の安定、財務体質の強化など、今後の当社グループにおける事業展開を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

① A種種類株式	1株につき金12,000円	総額金260,880,000円
② B種種類株式	1株につき金23,740円	総額金 60,750,660円

#### (3) 剰余金の配当の効力が生じる日

2020年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、発足以来、当社の源流である「有限責任尼崎紡績会社」の創業地、尼崎市を本店の所在地としておりますが、本社機能は大阪市に移転しております。実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3条 (本店の所在地) 本会社は本店を尼崎市に置く。  (新 設)	第3条 (本店の所在地) 本会社は本店を大阪市に置く。  附 則 <u>第3条 (本店の所在地) の変更は、2020年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>



### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となるため、取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	注連浩行 (1952年2月10日生)  再任	1975年4月 当社入社 2008年6月 取締役上席執行役員 2012年7月 取締役常務執行役員 2014年6月 代表取締役社長執行役員 2019年6月 代表取締役会長（現任）	35,438株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>注連浩行氏は、高分子事業、経営企画、国際事業などの要職を歴任し、2014年6月から2019年6月まで代表取締役社長として経営手腕を発揮し、2019年6月に代表取締役会長に就任以降は取締役会議長として、豊富な知見を基に経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行ってまいりました。</p> <p>当社は、同氏の実績を評価するほか、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営に係る指導、監督、支援及び助言を行うなど重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としてしました。</p>		
2	上埜修司 (1957年12月8日生)  再任	1983年4月 当社入社 2012年6月 取締役執行役員 2012年7月 取締役上席執行役員 2015年4月 取締役常務執行役員 2015年6月 代表取締役常務執行役員 2019年6月 代表取締役社長執行役員（現任） (現在の担当) 監査室担当	16,877株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>上埜修司氏は、長年研究開発部門の業務に携わり、現場に精通した豊富な経験、知識と深い専門能力を有するとともに、経営企画では構造改革、ポートフォリオ改革の完了に関わるなど、幅広い業務経験と高い見識があり、2019年6月からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮してまいりました。</p> <p>当社は、同氏の実績を評価するほか、引き続き高い技術的知見及び経営経験を活かし、新中期経営計画の着実な遂行など当社グループの課題解決に向けた重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としてしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	えのき だ あきら <b>榎田 晃</b> (1956年1月8日生) 再任	1980年4月 当社入社 2015年6月 取締役上席執行役員 2018年6月 取締役常務執行役員(現任) (現在の担当) 高分子事業本部長、グローバル推進管掌	12,710株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>榎田 晃氏は、フィルム製造技術に関する業務経験、専門知識に加え、海外勤務経験に基づくグローバルな視点を有しており、また2015年6月から取締役上席執行役員、2018年6月からは取締役常務執行役員として、フィルム事業を中心とした高分子事業の収益力強化施策及びグローバル戦略を推進してきました。</p> <p>当社は、同氏の実績を評価するほか、経営の監督及び高分子事業に関する業務執行を通じ、引き続き当社グループの持続的成長に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としてしました。</p>		
4	す み えい じ <b>鷺見英二</b> (1961年8月27日生) 新任	1984年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2011年8月 同行リテール融資部長 2013年5月 同行コンプライアンス統括部長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループコンプライアンス統括部付部長 2013年6月 同行執行役員コンプライアンス統括部長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループコンプライアンス統括部付部長 2015年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 取締役専務執行役員 2020年4月 当社顧問(常勤)(現任)	0株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>鷺見英二氏は、金融、財務、コンプライアンスに関する業務経験、専門知識に加え、シンクタンク・コンサルティングファームの取締役として、幅広い知識と経験を有しております。</p> <p>当社は、同氏がこれらの知見、経験を活かし、経営の監督及び管理部門に関する業務執行を通じ、当社グループの中長期的な企業価値の向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としてしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p data-bbox="249 385 491 468"> <small>ふる</small> <small>かわ</small> <small>みのる</small>            古川 実            (1943年6月13日生)         </p> <p data-bbox="249 483 491 529">           再任 社外 独立         </p>	<p data-bbox="521 189 1156 756">           1966年4月 日立造船(株)入社            2005年4月 同社代表取締役 取締役社長            2010年6月 同社代表取締役 取締役会長兼社長            2013年4月 同社代表取締役 取締役会長兼CEO            2016年4月 同社代表取締役 取締役会長            2016年6月 (株)池田泉州銀行社外取締役            2017年4月 日立造船(株)取締役相談役            2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス社外取締役            (現任)            2017年6月 (株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (現任)            2017年6月 当社社外取締役 (現任)            2018年6月 OKK(株)社外取締役 (現任)            (重要な兼職の状況)            (株)池田泉州ホールディングス社外取締役            (株)池田泉州銀行非業務執行取締役            OKK(株)社外取締役         </p>	6,497株
<p data-bbox="249 771 1345 937"> <b>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</b>            古川 実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を発揮され、また大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、幅広い経験と高い知見を有しております。            当社は、同氏がこれらの知見と経験を活かし、社外取締役として引き続き当社グループの経営の監督及び経営への提言を行っていただけるものと判断し、候補者としました。         </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>おお 　 た 　 みち 　 ひこ 太 　 田 　 道 　 彦 (1952年12月8日生)</p> <p>再任  社外  独立</p>	<p>1975年4月 丸紅㈱入社 2012年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2013年4月 同社副社長執行役員、アセアン支配人、東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年4月 同社副会長 2016年6月 ゼビオホールディングス㈱社外取締役 (現任) 2017年6月 セゾン自動車火災保険㈱社外監査役 (現任) 2018年3月 応用地質㈱社外取締役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ゼビオホールディングス㈱社外取締役 セゾン自動車火災保険㈱社外監査役 応用地質㈱社外取締役</p>	1,297株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 太田道彦氏は、上場企業の代表取締役などの要職を歴任し、国内外の素材開発をはじめ様々な事業に関する高い知見及び経営に関する豊富な経験を有しております。 当社は、同氏がこれらの知見と経験を活かし、社外取締役として引き続き当社グループの経営の監督及び経営への提言を行っていただけるものと判断し、候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 古川 実及び太田道彦の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 本総会終結の時をもって、古川 実氏の社外取締役としての在任期間は3年、太田道彦氏の社外取締役としての在任期間は1年となります。
6. 当社は、古川 実及び太田道彦の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、古川 実及び太田道彦の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
8. 当社は、当社及び当社子会社が製造、販売した製品の一部に測定数値の改ざん、ねつ造、選別等の品質管理上の不適切な事案が発生したことを2019年8月、11月に公表いたしました。古川 実及び太田道彦の両氏は、当社からの報告を受けるまで当該事案を把握しておりませんでした。日頃からコンプライアンス遵守の視点からの提言を行うなど注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の把握及び原因究明とガバナンス及びコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるとともに、当社グループにおける再発防止のための提言を行うなど、社外役員として必要な対応を行っております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小林 二郎 (1945年6月4日生) 社外 独立	1974年4月 弁護士登録(現任) (重要な兼職の状況) 小林法律事務所所長	200株
<p>&lt;補欠の社外監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>小林二郎氏は、弁護士として長年培った豊富な法律知識を有しております。また、同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、十分な知見を有しております。当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林二郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
4. 小林二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、国内の設備投資や個人消費が堅調に推移し、良好な雇用環境や所得情勢の下支えもありましたが、後半では、消費増税や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響を受け、インバウンド需要が急速に減少するなど後退局面に入りました。世界経済は、米国が引き続き底堅さを見せた一方、中国などでは停滞感が顕著となりました。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大やその影響の長期化も懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「“G”round 20～to The Next Stage (ジールラウンド・トゥエンティ～トゥザネクストステージ)」に掲げる3つの“G”(Growth、Global、Governance)の実現に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の売上高は119,537百万円(前期比7.4%減)、営業利益は5,467百万円(同32.9%減)、経常利益は3,153百万円(同55.5%減)となりました。また、訴訟損失引当金繰入額2,566百万円、タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.(タスコ)の業績悪化にともなう減損損失1,043百万円などを特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は2,158百万円(前期は5,232百万円の利益)となりました。

また、2019年8月28日及び11月1日に公表しましたとおり、当社及び当社子会社が製造、販売しました製品の一部において、品質管理上の不適切な事案が発生したことにより、お客様を始め関係者の皆様に対し、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

### 【高分子事業】

高分子事業は、2019年1月に発生した宇治事業所の火災によって、フィルム事業及び樹脂事業におけるナイロン製品について、生産、販売に影響がありました。

フィルム事業では、包装分野は、火災による影響のほか、暖冬などの天候不順による季節商品用途の需要減少などにより販売が減少しましたが、バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」は引き続き順調に売上を伸ばし、その他の高付加価値品も国内外で好調に推移しました。工業分野は、半導体市況の停滞により需要が大きく落ち込みましたが、耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」、シリコンフリー離型ポリエステルフィルム「ユニピール」などの高付加価値品は販売が好調でした。この結果、事業全体で減収増益となりました。

樹脂事業では、ナイロン樹脂は、火災の影響による販売の減少、自動車産業の減速、半導体分野での設備投資の減少などにより販売が大きく減少し収益が悪化しました。また、ポリアリレート樹脂「Uポリマー」は、海外向け自動車用途の需要が減少し、情報端末機器用途も前半は堅調に推移しましたが、後半に入り需要が減少し苦戦しました。その他の機能樹脂の各素材についても低調でした。この結果、事業全体で減収減益となりました。

不織布事業では、スパンボンド不織布は、生活資材は堅調に推移しましたが、建材分野や海外市場は低調でした。タイ子会社のタスコは、インテリア用途や自動車関連用途での需要減少もあり、厳しい状況で推移しました。また、スパンレース不織布は、海外市場は堅調でしたが、国内は、夏季の低気温及びインバウンド需要の減少の影響もあり販売が減少しました。この結果、事業全体で減収減益となりました。

以上の結果、高分子事業の売上高は56,411百万円（前期比9.0%減）、営業利益は5,288百万円（同25.0%減）となりました。

### 【機能材事業】

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、透明不燃シート等の建築用途や電気電子分野関連資材用途は堅調に推移し、環境関連用途も復調しました。電子材料分野のICクロスは、半導体市況の回復の遅れにより低調でしたが、超薄物や低熱膨張タイプなどの高付加価値品の販売は順調に拡大しました。

ガラスビーズ事業では、道路用途は順調に伸長しましたが、工業用途は自動車分野や電子部品分野の需要が減少し、反射材用途の需要も低調に推移しました。

活性炭繊維事業では、主力の浄水器用途では水栓一体型などを中心に全般的に好調で、VOC除去用途も堅調に推移しましたが、工業用途は需要の減速が続きました。

以上の結果、機能材事業の売上高は13,093百万円（前期比2.8%増）、営業利益は1,066百万円（同12.5%減）となりました。

## 【繊維事業】

産業繊維事業では、ポリエステル高強力糸の土木建築用途など一部では販売が堅調な分野もありましたが、短繊維、複合繊維などは総じて低調でした。また、コストアップ要因等もあり、収益が悪化しました。

衣料繊維事業では、バイオマス素材「テラマック」の販売は拡大しましたが、スポーツ分野、レディス分野及び寝装分野は低調に推移しました。主軸のユニフォーム分野は、ワーキング用途を中心に在庫調整の影響を受け、販売が伸び悩みました。また、海外向けデニム生地の販売は減少しました。

以上の結果、繊維事業の売上高は49,894百万円（前期比5.6%減）、営業損失は589百万円（前期は159百万円の利益）となりました。

## 【その他】

その他の事業につきましては、売上高は137百万円（前期比91.0%減）、営業損失は289百万円（前期は275百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は9,316百万円（前期比3,241百万円増）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）  
新工場建設及びナイロンフィルム生産設備増設（継続中）
- ② ユニチカ㈱ 産業資材用ポリエステル長繊維生産設備増設（継続中）
- ③ ユニチカ㈱ 次期事業所システム構築（継続中）
- ④ ユニチカグラスファイバー㈱ 産資加工場移設

## (3) 資金調達の状況

当社は、シンジケートローンの返済期日到来にともない、シンジケートローンによるリファイナンスを行いました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、2030年近傍を見据えた目指す姿である長期ビジョン『G－STEP30（ジーステップ・サーティ）』及び3か年の新中期経営計画『G－STEP30 1st（ジーステップ・サーティ ～ファースト）』を策定しました。長期ビジョン『G－STEP30（ジーステップ・サーティ）』はユニチカグループの経営理念である「暮らしと技術を結ぶことによって社



会に貢献する」を基本とし、「お客様から選ばれ続ける企業」、具体的には「モノ作りを通じ社会に貢献し、世の中から信頼される企業」「独自技術により新たな価値を創出し、持続的に成長を続ける企業」「企業価値を高め、広くステークホルダーから評価される企業」を目指す姿としました。

2020年度を初年度とする中期経営計画『G-STEP30 1st』は、「強固な事業ポートフォリオの構築」「グローバル事業展開の推進」「社内風土・意識改革」を方針としています。当社グループは、各施策を確実に実行し、持続的成長へ向けた企業運営基盤を整備し、中期経営計画最終年度売上高1,470億円、営業利益110億円を目指していきます。

強固な事業ポートフォリオの構築、グローバル事業展開の推進の観点から、事業運営としては、フィルム事業では、原燃料価格、為替変動などの事業環境の変化に柔軟に対応し、包装分野は、「エンブレムHG」などの高付加価値品の拡販や非食品用途での採用拡大に注力するとともに、環境配慮型素材の展開も進めます。工業分野は、「ユニピール」や「ユニアミド」などの高機能フィルムの拡販を進めます。さらに、ナイロンフィルムについては、インドネシア子会社のP.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）の生産機台の新設を進めるとともに、グローバルなマーケティング活動を強化し、高付加価値品も含めた拡販体制を整えます。樹脂事業では、用途別販売体制を構築し各産業分野の需要に迅速に対応するとともに、火災の影響による販売減少の回復に努めます。また、当社の強みのある高付加価値品の販売に注力し機能樹脂の販売を伸ばします。さらに、当社独自の「Uポリマー」は、北米やアジア・中国向けで拡販を進めます。

活性炭繊維事業では、浄水器用途は、フィルターの高性能化を進めるとともに、水栓一体型を中心に国内外での拡販を進めます。VOC除去用途は、海外展開を進め、臭気対策等のニーズに対応した製品展開も進めます。ガラス繊維事業では、産業資材分野は、透明不燃シートなどの建築用途の拡販及び海外展開を進め、環境関連用途と電気電子分野関連資材用途の販売に注力します。電子材料分野のICクロスは、超薄物タイプのシェア維持・拡販に加え、低熱膨張タイプなどの高付加価値品の拡販を進めます。ガラスビーズ事業では、道路用途を中心に拡販を進め、工業用途では高付加価値品へのシフト等により、収益性の向上に努めます。不織布事業では、高付加価値品へのシフト、新規用途への展開や新規需要の取り込みを図るとともに、コストダウン施策を推進します。また、海外展開としては、タスコを中心にグローバル販売網を強化し、欧米、アジアへの拡販に注力します。産業繊維事業では、ポリエステル短繊維は、ポリマー技術と紡糸技術を組み合わせた高付加価値品の更なる開発に取り組み、ポリエステル高強力糸及び複合繊維は、一層の高付加価値品の展開を進めます。また、環境配慮型素材の開発、上市を進めます。

衣料繊維事業では、エコ志向の高まりを適切に捉え、環境配慮型素材の売上の拡大に注力するとともに、デジタル化対応や自然災害対応等の市場動向に適應した新規事業の立ち上げを進め、

海外現地法人の活用などによる海外サプライチェーンの再構築等により、収益改善を図ります。

研究開発については、当社グループが保有する高分子重合、材料設計、高分子加工などのコア技術を発展・深化させるとともに、独自の構造制御技術などを引き続き強化し、次世代フィルム、高機能性樹脂、繊維など成長を牽引する製品開発を加速します。特に中空糸膜については“環境貢献型の素材”として様々な分野で事業拡大を推進します。また、需要が高まる環境対応についての体制整備として、サステナブル推進室を技術開発本部内に新設し、全社の環境配慮型素材の開発を牽引していきます。

また、長期ビジョン、新中期経営計画双方での当社の基本姿勢である“環境との共生”については、事業活動における環境負荷の低減に努めることに加えて、地球環境及び社会ニーズに応える環境配慮型素材の展開など独自の環境対応ビジネスを強化し、サステナブル社会の実現に積極的に貢献していきます。さらに、企業の持続的成長に向けて、人材の確保、育成・強化が欠かせないとの考えから、多様な人材を惹きつける柔軟な働き方や働きがいのある職場づくりなどの取り組みをより一層進めていきます。

当社及び当社子会社において製造、販売しました製品の一部における品質管理上の不適切な事案の発生を受け、品質保証を含めたコンプライアンスや規範意識の全社的な理解浸透を徹底し、社内風土・意識改革に取り組みます。また、外部調査委員会による調査結果を踏まえ策定した再発防止策を確実に実行し、お客様からの信頼回復に努めていきます。

---

(ご参考) 品質管理上の不適切な事案に関する再発防止策について

当社及び当社子会社が製造、販売した製品の一部における品質管理上の不適切な事案の発生(2019年8月28日及び11月1日に公表)につき、外部調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言も踏まえ、次のとおり再発防止策を策定しました。今後、これらの施策を確実に実行するとともに、コンプライアンスや規範意識の全社的な理解浸透に徹底して取り組んでまいります。

当社グループでは、全役員、全従業員が一丸となり、不退転の決意で、再発防止に努めてまいりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. グループガバナンス体制の強化と行動基準等の見直し

- (1) 内部統制基本方針を見直すとともに、それに関連するリスクマネジメントやコンプライアンスに係る規程を改定し、グループ会社を含めたガバナンス体制の強化を図ります。

(2) 当社グループの全役員、全従業員が認識し行動するための規範となる行動基準等を、より理解しやすいものとなるよう見直し、あらためて徹底を図ります。

## 2. 組織・仕組みの改善

### (1) 品質保証委員会の設置

当社社長を委員長とする品質保証委員会を設置し、再発防止策の遂行状況や有効性を評価し、必要に応じて指示することにより、当社グループの品質保証体制の再構築と強化に努めます。

### (2) 品質管理組織の見直し

一部のグループ会社では製造部門の中に品質保証部門が設置されているケースがありましたが、品質保証部門を製造部門から分離、独立させる形としました。

### (3) 品質管理関係者の人事ローテーションの活性化

長期にわたって同一の業務を担当することから生じる、周囲の任せきり、無関心、不正の継続等の弊害を避けるため、人材の流動化を図ります。

### (4) ISO9001の取得

グループ会社の中でISOを取得していない部門、会社では、ISO9001を取得して品質管理、品質保証体制の強化を進めます。

## 3. 教育

### (1) 品質とコンプライアンスに係る教育

品質保証と規格を遵守する意義と重要性、及び関係法令やお客様との契約遵守の意義と重要性について、外部講師による講習会も含め、毎年1回以上研修を実施し、従業員の意識改革を行います。

### (2) 管理職による教育

規格に関する数値の改ざん及びねつ造等の不正は、あってはならない重大なコンプライアンス違反行為であることについて、各部門における管理職により、品質・コンプライアンス教育を行います。

### (3) 品質保証ガイドラインの策定

2019年4月に品質保証ガイドラインを策定し、当社グループ内に周知しました。

#### 4. 規格の見直し

##### (1) 納入規格の見直し

縦割りではなく部署をまたいで相互に意見交換をする会議を設けるなど、意見を言いやすい組織風土を醸成していきます。また、営業部門、品質保証部門及び製造部門が協働し、製造工程能力に見合った納入規格及びその製品の用途に必要な適正な検査項目に改定していくよう、お客様への要請等を行っていきます。

#### 5. 試験、検査結果の信頼性向上

##### (1) 改ざん防止のためのシステム高度化促進

試験結果の取り込みや検査成績書への反映などについて、人が介在する機会を最小化すべく、可能な限り自動化することに加え、コンピュータのアクセス権設定の義務化、入力履歴がトレースできるシステムの構築など、数値の改ざんを生じさせない管理システムを早期に構築する予定です。自動化が困難で手入力を介さざるを得ない試験においては、管理職による実測値と検査データ及び検査成績書との整合性確認をより厳格に行う体制とします。

##### (2) 品質管理監査の実施

当社技術開発本部内に設置した品質保証室による品質管理監査を2019年8月から開始しています。当社グループ内の品質保証部門に対し、継続して実施します。

#### 6. 実態の早期把握

##### (1) 内部通報の拡充

内部通報窓口の利用を促すとともに、アンケートを実施するなど、積極的に現場の声を把握するよう努めます。

---

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 207 期 (2016年度)	第 208 期 (2017年度)	第 209 期 (2018年度)	第 210 期 (2019年度)
売 上 高		126,219 <sup>百万円</sup>	128,388 <sup>百万円</sup>	129,098 <sup>百万円</sup>	119,537 <sup>百万円</sup>
経 常 利 益		10,483 <sup>百万円</sup>	9,972 <sup>百万円</sup>	7,093 <sup>百万円</sup>	3,153 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)		7,389 <sup>百万円</sup>	8,081 <sup>百万円</sup>	5,232 <sup>百万円</sup>	△2,158 <sup>百万円</sup>
1株当たり当期純利益(△は損失)		110.82円	133.25円	85.17円	△43.01円
総 資 産		211,872 <sup>百万円</sup>	201,447 <sup>百万円</sup>	199,093 <sup>百万円</sup>	193,726 <sup>百万円</sup>
純 資 産		45,264 <sup>百万円</sup>	40,729 <sup>百万円</sup>	41,352 <sup>百万円</sup>	38,933 <sup>百万円</sup>
1株当たり純資産		58.00円	160.75円	229.85円	188.37円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。

2. 2017年10月1日に、普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。第207期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 エ ス テ ル (株)	4,000 <sup>百万円</sup>	60.0%	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニチカトレーディング(株)	2,500 <sup>百万円</sup>	100.0	繊維製品等の販売及び輸出入
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	631 <sup>百万BAT</sup>	88.6	スパンボンド不織布の製造及び販売
P. T. E M B L E M A S I A (エンブレムアジア)	41,190 <sup>千US\$</sup>	86.5	同時二軸延伸ナイロンフィルムの製造及び販売
ユニチカテキスタイル(株)	50 <sup>百万円</sup>	100.0	綿製品の製造及び販売

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の5社を含め28社、持分法適用会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

フィルム（ナイロン・ポリエステル）、樹脂（ナイロン・ポリエステル・ポリアリレート）、  
不織布（ポリエステルспанボンド、コットンспанレース）、生分解性材料

② 機能材事業

ガラス繊維・織物、ガラスビーズ、活性炭繊維

③ 繊維事業

糸・綿・織編物等（ナイロン・ポリエステル・綿等）、二次製品

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
中 央 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本エステル㈱	愛知県岡崎市
ユニチカトレーディング㈱	大阪市中央区
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	タイ王国パトゥムタニ県
P.T.EMBLEM ASIA (エンブレムアジア)	インドネシア共和国西ジャワ州
ユニチカテキスタイル㈱	岡山県総社市

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
3,438名	59名減

(注) 従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	26,730 <sup>百万円</sup>
株式会社みずほ銀行	22,180
三井住友信託銀行株式会社	9,961
株式会社あおぞら銀行	9,400
農林中央金庫	8,818

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟の控訴審（当社は補助参加人として参加）で、2019年7月16日に名古屋高等裁判所は、豊橋市長に対し、約20億94百万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求するよう命ずる判決を言い渡しました。  
なお、当社、豊橋市長及び豊橋市住民は、本判決に対し上告及び上告受理申立てをしており、現在も係属中です。
- ② 当社及び当社子会社が製造、販売しました製品の一部において、品質管理上の不適切な事案が発生しました。外部の弁護士による外部調査委員会の調査結果及び同委員会から受けた提言を踏まえ、グループ全体にわたる品質保証業務の実効性を確保するため、品質保証委員会を設置するとともに、品質保証部門を製造部門から分離、独立させるなどの再発防止策を実施しました。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

普通株式	178,600,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式	57,752,343株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	2,559株

### (3) 株主数

普通株式	45,439名
A種種類株式	1名
B種種類株式	2名



#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 2,601 <sup>千株</sup>	4.50%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	普通株式 2,334 A種種類株式 21	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 2,195	3.80
ユ ニ チ カ 従 業 員 持 株 会	普通株式 1,220	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	普通株式 1,159	2.01
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	普通株式 951	1.64
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	普通株式 800	1.38
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	普通株式 710	1.23
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	普通株式 649	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 624	1.08

(注) 1. 持株比率は自己株式(94,343株)を控除して計算しております。

2. 上記A種種類株式(株式会社三菱UFJ銀行21,740株)のほかB種種類株式(株式会社みずほ銀行3,635株、三菱UFJ信託銀行株式会社2,124株)を2014年7月31日に発行しております。

3. B種種類株式の一部3,200株(株式会社みずほ銀行所有分のうち2,020株、三菱UFJ信託銀行株式会社所有分のうち1,180株)については、2019年2月28日に取得及び消却しております。

4. A種種類株式及びB種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長	注 連 浩 行	
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	上 埜 修 司	監査室担当
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	安 岡 正 晃	管理本部長、東京駐在
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	榎 田 晃	高分子事業本部長、グローバル推進管掌
取 締 役	古 川 実	(重要な兼職の状況) 株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役 OKK株式会社社外取締役
取 締 役	太 田 道 彦	(重要な兼職の状況) ゼビオホールディングス株式会社社外取締役 セゾン自動車火災保険株式会社社外監査役 応用地質株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	森 川 光 洋	
常 勤 監 査 役	岡 和 貴	
監 査 役	福 原 哲 晃	(重要な兼職の状況) 瑞木総合法律事務所共同代表
監 査 役	丸 山 澄 高	(重要な兼職の状況) 丸山澄高税理士事務所所長 日本新薬株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 古川 実及び太田道彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 福原哲晃及び丸山澄高の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役 半林 亨氏は任期満了により、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 監査役 小畑政信及び河内義人の両氏は任期満了により、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
4. 取締役 太田道彦氏は、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
5. 監査役 岡 和貴及び丸山澄高の両氏は、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
6. 監査役 丸山澄高氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 古川 実及び太田道彦の両氏と監査役 福原哲晃及び丸山澄高の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	142百万円（うち社外取締役3名 17百万円）
監 査 役	6名	46百万円（うち社外監査役3名 13百万円）
合 計	13名	189百万円

(注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。

2. 当社は、2006年6月29日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、上記支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、4百万円の役員退職慰労金を支給しております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職の状況等

- ・ 取締役 古川 実氏は、株式会社池田泉州ホールディングスの社外取締役、株式会社池田泉州銀行の非業務執行取締役及びOKK株式会社の社外取締役であります。なお、当社は、株式会社池田泉州ホールディングス及びOKK株式会社との間には特別の関係はありません。また、当社は、株式会社池田泉州銀行から借入金があり、その額は連結有利子負債のおよそ1.3%と僅少であります。
- ・ 取締役 太田道彦氏は、ゼビオホールディングス株式会社の社外取締役、セゾン自動車火災保険株式会社の社外監査役、応用地質株式会社の社外取締役であります。なお、当社は、ゼビオホールディングス株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社及び応用地質株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 福原哲晃氏は、瑞木総合法律事務所の共同代表であります。なお、当社は、瑞木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 丸山澄高氏は、丸山澄高税理士事務所の所長及び日本新薬株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、丸山澄高税理士事務所及び日本新薬株式会社との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席状況	出席率 (%)	出席状況	出席率 (%)
取締役	古川 実	17回/18回	94	—	—
取締役	太田道彦	13回/14回	92	—	—
監査役	福原哲晃	18回/18回	100	14回/14回	100
監査役	丸山澄高	13回/14回	92	10回/11回	90

(注) 取締役 太田道彦及び監査役 丸山澄高の両氏は、2019年6月27日開催の第209回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

### イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役 古川 実氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社経営者としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 取締役 太田道彦氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社経営者としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 監査役 福原哲晃氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、弁護士としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 監査役 丸山澄高氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

### ウ) 会社において法令又は定款に違反する事実その他不当・不正な業務の執行が行われた事実及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

当社は、当社及び当社子会社が製造、販売した製品の一部に測定数値の改ざん、ねつ造、選別等の品質管理上の不適切な事案が発生したことを2019年8月、11月に公表いたしました。

社外取締役 古川 実、太田道彦の両氏及び社外監査役 福原哲晃、丸山澄高の両氏は、当社からの報告を受けるまで当該事案を把握しておりませんでした。日頃からコンプライアンス遵守の視点からの提言を行うなど注意喚起をしておりました。

当該事案の判明後は、事実関係の把握及び原因究明とガバナンス及びコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるとともに、当社グループにおける再発防止のための提言を行うなど、社外役員として必要な対応を行っております。

#### エ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託しております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

---

(注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>82,225</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,237</b>
現金及び預金	18,860	支払手形及び買掛金	14,922
受取手形及び売掛金	30,953	短期借入金	2,288
たな卸資産	29,498	1年内返済予定の長期借入金	2,675
その他	2,961	リース債務	363
貸倒引当金	△48	未払法人税等	284
<b>固定資産</b>	<b>111,500</b>	賞与引当金	1,710
<b>有形固定資産</b>	<b>105,447</b>	製品改修引当金	42
建物及び構築物	10,858	その他	8,949
機械装置及び運搬具	21,543	<b>固定負債</b>	<b>123,554</b>
工具、器具及び備品	1,127	長期借入金	94,631
土地	65,191	リース債務	162
リース資産	233	繰延税金負債	7,824
建設仮勘定	6,492	再評価に係る繰延税金負債	3,579
<b>無形固定資産</b>	<b>1,756</b>	訴訟損失引当金	2,566
その他	1,756	退職給付に係る負債	14,333
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,296</b>	その他	458
投資有価証券	2,645	<b>負債合計</b>	<b>154,792</b>
出資金	8	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	405	<b>株主資本</b>	<b>34,821</b>
退職給付に係る資産	29	資本金	100
繰延税金資産	223	資本剰余金	13,218
その他	1,067	利益剰余金	21,559
貸倒引当金	△84	自己株式	△56
<b>資産合計</b>	<b>193,726</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>660</b>
		その他有価証券評価差額金	361
		繰延ヘッジ損益	△11
		土地再評価差額金	6,412
		為替換算調整勘定	△3,521
		退職給付に係る調整累計額	△2,581
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,451</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>38,933</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>193,726</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		119,537
売上原価		92,156
売上総利益		27,380
販売費及び一般管理費		21,913
営業利益		5,467
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	83	
持分法による投資利益	13	
受取賃料	121	
その他	230	525
営業外費用		
支払利息	1,174	
為替差損	308	
シンジケートローン組成費用	869	
その他	486	2,839
経常利益		3,153
特別利益		
特定資産売却益	83	
投資有価証券売却益	0	84
特別損失		
減損損失	1,043	
固定資産処分損	1,278	
投資有価証券評価損	48	
事業構造改善費用	30	
訴訟損失引当金繰入額	2,566	4,967
税金等調整前当期純損失		1,728
法人税、住民税及び事業税	600	
法人税等調整額	△129	471
当期純損失		2,200
非支配株主に帰属する当期純損失		41
親会社株主に帰属する当期純損失		2,158

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>60,756</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>21,188</b>
現金及び預金	10,221	支払手形	704
受取手形	1,455	買掛金	9,574
電子記録債権	1,389	短期借入金	500
商品及び製品	19,196	1年内返済予定の長期借入金	2,500
仕掛品	13,251	リース負債	279
原材料及び貯蔵品	1,935	未払消費税	839
前払費用	1,484	未払法人税等	1,060
前払短期貸付金	125	預り金	141
関係会社短期受取手形	564	従業員預り金	136
営業外短期債権	8,149	与引当金	566
貸倒引当金	1,936	その他の負債	2,759
	1,057	<b>固 定 負 債</b>	<b>114,651</b>
	△11	長期借入金	89,478
<b>固 定 資 産</b>	<b>112,092</b>	繰上り	57
<b>有形固定資産</b>	<b>72,441</b>	繰上り延税負債	9,160
建物	5,494	繰上り延税負債	2,352
構築物	1,217	繰上り延税負債	15
機械及び装置	9,352	繰上り延税負債	10,625
車両及び運搬具	30	繰上り延税負債	2,566
工具、器具及び備品	804	繰上り延税負債	50
土地	54,203	繰上り延税負債	345
建設仮勘定	77	繰上り延税負債	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,596</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>135,840</b>
ソフトウェア	1,586	<b>(純資産の部)</b>	
その他	9	<b>株 主 資 本</b>	<b>32,093</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>38,054</b>	資本剰余金	100
投資有価証券	2,107	資本剰余金	13,276
関係会社株	21,476	資本剰余金	25
出資金	3	その他の資本剰余金	13,251
関係会社出資金	2,031	利益剰余金	18,771
関係会社長期貸付金	22,883	その他の利益剰余金	18,771
破産更生債権等	10	繰上り延税負債	18,771
長期前払費用	226	繰上り延税負債	△55
長期差入保証金	279	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>4,915</b>
その他の他	54	その他の有価証券評価差額金	361
貸倒引当金	△10,994	繰上り延税負債	△0
投資損失引当金	△25	繰上り延税負債	4,553
<b>資 産 合 計</b>	<b>172,848</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>37,008</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>172,848</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		76,150
売上原価		56,705
売上総利益		19,444
販売費及び一般管理費		14,308
営業利益		5,136
営業外収益		
受取利息	393	
受取配当金	81	
受取賃貸料	147	
その他	242	865
営業外費用		
支払利息	1,128	
貸付施設維持費	41	
為替差損	288	
シンジケートローン組成費用	869	
その他	448	2,777
経常利益		3,224
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資損失引当金戻入額	13	47
特別損失		
固定資産処分損	1,189	
投資有価証券評価損	48	
関係会社株式評価損	644	
貸倒引当金繰入額	632	
訴訟損失引当金繰入額	2,566	5,080
税引前当期純損失		1,808
法人税、住民税及び事業税	406	
法人税等調整額	△139	267
当期純損失		2,075

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田 秀樹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田 秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第210期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査による事業状況等の聴取、及び一部子会社の非常勤監査役兼務による定時監査を実施しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお一連の品質不適切事案に関しまして当社グループを挙げてコンプライアンス体制強化の諸施策を推進し再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

ユ ニ チ カ 株 式 会 社 監 査 役 会

監 査 役 (常 勤) 森 川 光 洋 ㊟

監 査 役 (常 勤) 岡 和 貴 ㊟

監 査 役 福 原 哲 晃 ㊟

監 査 役 丸 山 澄 高 ㊟

(注) 監査役 福原 哲晃及び監査役 丸山 澄高は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場 ご案内略図



大阪市中央区備後町二丁目5番8号



日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室



交通

- 地下鉄御堂筋線「本町」駅…………… ③号出口 徒歩約5分
- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅…………… ⑰号出口 徒歩約5分

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

